

つけましたか？ 住宅用火災警報器！

今年6月から、すべての住宅に設置が義務付けになります！

消防本部 予防課
☎ 965-2122

消防法の改正により、全ての住宅（戸建住宅・共同住宅等を含む）に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市条例で定める平成23年6月1日から、設置義務が適用されます。

住宅用火災警報器とは

火災は、起きていれば火や煙を目で見たり、焦げ臭いにおいを感じたりすることで気付きますが、就寝中や別の部屋で発生したときは、気付くのが遅れてしまいます。そんなとき、住宅内の火災をいち早く感知し、警報を発して火災を知らせてくれるのが住宅用火災警報器です。

また、火災を早期に見つけることで、初期消火や通報などが早まり、被害を軽減できます。

警報器はなぜ必要なの？

平成15年以降連続で、日本全国で火災による死者数が1,000人を突破しており、そのうち、住宅火災が約9割を占めています。住宅火災での死因の約6割が、「逃げ遅れ」によるものです。その半数以上を高齢者が占めています。

また、午後10時～翌日午前6時の睡眠時間帯に多くの死者が発生しています。

住宅用火災警報器の効果

死者数、焼損床面積、損害額で見ると、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減しています。

住宅用火災警報器が設置されれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを減らすことができます。

付けていて良かった住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を付けていたおかげで、火災を回避・軽減できた例が全国で報告されています。

事例①

寝たばこをしていて、そのまま眠ってしまったところ、警報音で目が覚め、布団から煙が出ていることに気付いた。

あわてて布団を風呂場を持っていき、浴槽の水に浸して火を消した。

事例②

天ぷらを作るため、鍋に油を入れて火をつけた。油の温度が上がると、別室でテレビを見ていると、つい夢中になって火をつけていることを忘れてしまった。鍋からは煙が発生し、それを階段部に付けていた警報器が感知して警報音が鳴った。

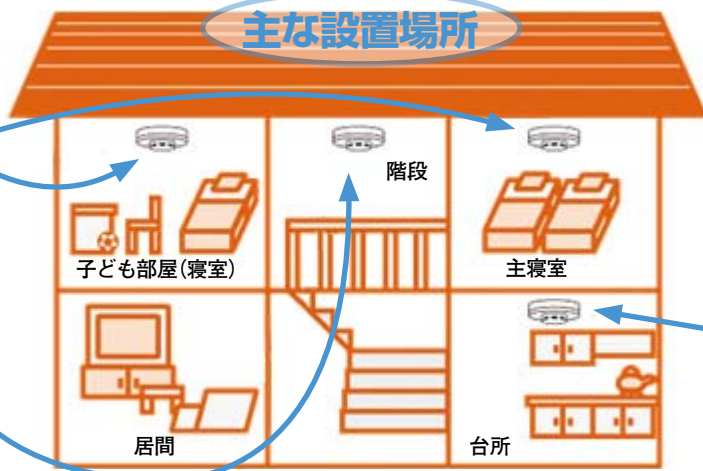
すぐに初期消火できたので、大事には至らなかった。

設置義務のある場所

・ふだん就寝に使っている部屋（寝室）の全て

・寝室が2階または3階にある場合には階段の天井

主な設置場所



①寝室
就寝に使う部屋の天井か壁に設置します。

②階段
寝室がある階の階段の踊り場の天井か壁に設置します。
※1階など、すぐに避難できる階（避難階）の階段は除きます。

③台所
うるま市では、台所には設置を義務付けていませんが、設置することを推奨します。

ご購入の目安

・日本消防検定協会の検査に合格したNSマークがついたものは、安心してお使いいただけます。

・販売価格は機能などにより異なりますが概ね、一個3千円程度からあります。

・住宅用火災警報器は、家電販売店、ホームセンター、防災設備取扱店などで購入することができ、ドライバーさえあれば、取り付けることができます。

悪徳訪問販売業者にご注意ください

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、悪質な訪問販売などが予想されますのでご注意ください。また、訪問販売はクーリング・オフ制度の対象です。契約後、一定期間は契約の解除が認められていますので、悪質な訪問販売と疑わしい場合は、消防本部予防課にご相談ください。

①住宅用火災警報器は、何十万円もしません。

②消防署・消防職員が売ったりはしません。また、販売委託もしてません。

③「罰則がある」などと言って、強引に営業をしてくる場合はご注意ください。

